

「第2期西成区地域福祉計画（素案）」に対するパブリック・コメント意見一覧

番号	意見要旨	西成区の考え方
第1期西成区地域福祉計画の「具体的な取り組み」に対する、現状と今後の課題(重点項目)		
1 新たな西成区地域福祉推進体制		
1	<p>「地域と連携する窓口(かけはし)となる地域内の協力者の拡大」ですが、そもそもそのために存在する地域ネットワーク委員(以下、「N委員」と表す)の活動を改めて明確にしてはどうか。これまでのN委員各位の献身的な活動とその成果を踏まえ、N委員の設置要綱にある第4条 活動の(1)から(6)を、具体例を示しながら活動を強化してはどうか。</p> <p>これにより今後の課題にある「地域福祉計画の趣旨(ねらい)が地域にいきわたるための周知活動」にも対応できるのではないか。</p> <p>N委員活動を再構築し活性化させることで、計画の実行力が増すと思われる。一方でN委員活動だけが他の地域活動から突出することによるハレーションや、N委員の高齢化による活動力不足などの課題が考えられる。ハレーションへの対応については、これまでのN委員の献身的な活動による成果を受け継ぎ、さらに活動強化を進めることが、これまでのN委員各位への敬意にもつながると考える。大阪市24区横並びでのN委員活動ではなく、培われた経験を活かした西成区独自のN委員活動活性化により、「住民が自らの課題を把握し、協働により自らが解決していく。」ためには、大きな改革が必要ではないか。</p> <p>委員の高齢化への対応として、N委員候補としてPTA活動や青少年指導員活動をしてもらった方たちの「卒業後」活動の場として参加を促してはどうか。子どもの育みから見るまちづくりから、子どもの将来を託せるまちづくりへと導いてみてはどうか。</p>	<p>ネットワーク委員による地域の見守り活動には、日頃より大変ご協力いただいております。担い手の固定化などの課題はありますが、今後もこの活動をいかに継続していくかが大事なことと考えています。</p> <p>「新たな西成区地域福祉推進体制」については、ネットワーク委員による見守り活動を含めた地域福祉活動と、相談支援機関等による支援がよりスムーズに連携することをめざしています。そのためには、地域で孤立する人や支援を要する人に早期に気づき、相談支援機関につなぐ「かけはし」の更なる充実が必要となります。ネットワーク委員の活動内容には、地域の実態把握、身近な地域での見守り、声かけ活動、支援を要する住民の援助と相談支援機関等とのパイプ役などがありますが、西成区地域福祉計画では、ネットワーク委員・民生委員児童委員・PTA・青少年指導員等の地域で活動する方だけでなく、地域で暮らす全ての方が、日常生活の傍らで、無理なく継続できる活動等をする中で、地域内で広く「気づく」「相談する」が浸透することをめざしています。</p> <p>さまざまな地域の人々と福祉関係者がつながり、「かけはし」の充実が図れるよう、新たな西成区地域福祉推進体制に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
2	地域福祉活動への参加の促進と担い手の確保	
2	<p>「(3)社会福祉法人などの社会貢献活動との協働」があげられているが、今後の課題として明記してはどうか。区内の昼間労働人口で最多数を占める福祉関連従事者を人的資源ととらえ、社会福祉法人とともに民間福祉事業者も含めて、能力に応じた活動に参加し役割を担ってもらってはどうか。</p> <p>福祉事業者は行政より災害時事業継続計画(BCP)の立案と訓練が指示されており、規模の大きい施設のBCPでは地域住民や自社以外のマンパワーが必要とされている。一方、地域では災害時に要援護者への支援や地域へのマンパワー提供が福祉施設等に求められることから、お互いのニーズを確認し、充足するための訓練等を通じて、協働活動を活性化してはどうか。また現在も進められている災害時協力事業所への登録促進や、地域別災害訓練の実施、災害時に必要な設備の使用訓練など、地域・施設がそれぞれ役割を担える訓練をしてはどうか。</p> <p>訓練や議論への呼びかけ対象として、区内の高校や、区内居住の高校生・大学生・専門学校生などを含めてはどうか。大規模災害時などは「避難住民」ではなく、「避難住民の自治活動の担い手」として育成してはどうか。</p> <p>区内居住のあらゆる分野の専門家に地域福祉活動への「地域活動プロボノ」として参加してもらってはどうか。福祉従事者やモノづくり従事者などの活動は、課題解決に向けた活動の実行力として大きな効果が期待できるのではないかと。</p> <p>また、地域防災委員への施設職員の参加(水防も含めて)、施設の避難訓練への地域住民への参加、福祉施設等の福祉避難所指定に向けて意見交換ができる場など、議論と活動をセットした取り組みにより協働を進めていってはどうか。</p>	<p>消防署との協働により毎年地域防災リーダー研修を行っています。また、西成区には福祉事業所を含む防災協力事業所が43カ所あり、今年度は19カ所の事業所と地域防災リーダー33名の合同でアドバンスド講習会を実施しました。地域防災リーダーと事業所との顔の見える関係が構築できています。今後もこのネットワークを活用し、16地域を対象とした小地域単位の防災訓練を実施し、大規模災害時に備えた訓練を実施したいと考えています。</p> <p>また、区内の小・中学校を対象に、土曜授業において、防災訓練を行っています。消火器を使用した消火訓練に加え、中学校では放水訓練を実施し、災害ボランティアの育成を行っています。</p> <p>ご意見のとおり、「地域福祉活動への参加の促進と担い手の確保」は、災害時の要援護者支援だけでなく、普段のさまざまな活動や見守り活動の継続に関わる課題です。地域活動への参加者は、住民だけではなく、社会福祉法人や福祉事業者、区内在学の学生や専門学校生、企業やNPOなど多様な主体の参画を視野に入れ、活動の新たな担い手となるような議論や取り組みを進めてまいります。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
5 地域の生活課題の解決や自分たちの住む地域を「考える」場づくり支援		
3	<p>「具体的な取り組み」として、「地域と相談支援機関との情報共有の機会を持ち、顔の見える関係づくりの強化」の情報共有の場として地域活動協議会の「福祉部会」を活用してはどうか。地域活動協議会活動の活性化と、地域の福祉課題の共有化や地域住民への参加呼びかけによる議論の多様化などが期待される。</p> <p>地域活動協議会の活用についても、同様に福祉活動の突出が懸念されるが、地域活動協議会活動のさらなる活性化、地域福祉計画の具体的活動に、地域全体がかかわっていくことの実現の場としての、ふさわしさなどを、地域の方に理解していただけたらどうか。</p>	<p>地域活動協議会は、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みです。地域ごとに食事サービス委員会、防犯パトロール委員会、ネットワーク委員会などの運営委員会が活動し、区社協や包括支援センター、福祉事業所等が積極的に地域と関わり、活動が行われています。</p> <p>今回の第2期西成区地域福祉計画案の策定にあたり「地域の生活課題や自分たちの住む地域を「考える」場づくり支援」を、コロナ禍の影響により新たに見えてきた課題に取り組むために重点項目として追加したものです。コロナ禍を経験してみて、人と人とがつながることが難しい状況の中で、地域での孤立化を防ぎ、支援が必要な人に早期に気づくために、誰が何をすればいいのかを、地域に住む住民だけでなく、多様な主体も巻き込んで、みんなで話し合うことで、安心して暮し続けることができる地域づくりをめざしています。</p> <p>区役所や区社協は、地域と情報共有の機会を持つことで顔の見える関係づくりを行い、地域活動の支援や住民の「気づき」を受け止め、地域の課題解決に向けた「相談」や「話し合う」場を支援します。</p> <p>地域活動協議会の活動と地域福祉計画の推進は、多様な主体とつながりながら、地域の福祉課題などの解決や安心して住むことができるまちづくりに取り組むという共通する目的を持つことから今後も連携・協力しながら取り組んでいきます。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
4	<p>「西成区地域福祉計画」がなぜ大事なのかを、広く区民に解ってもらうことは、なかなか難しいことだと思います。</p> <p>そのためにも、＜素案＞概要版は、一人一人がなにをすればいいのかを書いてくれていますし、みんなでどうしていくのがいいのかが、よくわかると思います。</p> <p>4コマまんがで、難しいことをするわけではなく、困っている人に気づいたら、知らないふりをしないで誰かに相談すればいいこともわかります。</p> <p>他がわかりやすいのに、地域全体のイメージ図の上部の文言だけが、少し違和感を感じます</p> <p>この概要版が広く配られた時に、毎回その主旨を誰かが説明することも難しいと思いますし、手にするだけで伝わるようなメッセージがあればいいと思いました。</p>	<p>いただいたご意見について、「西成区地域福祉計画」を広く区民のみなさまに理解していただけるよう、区としても策定後の周知活動やその方法を検討しているところです。今回その方法の1つとして概要版を作成し、「地域福祉」を広く知ってもらうためのツールとして作成しています。</p> <p>4コマまんがでは、1人ひとりが「気づく」こと、「相談」して、みんなで「話合い」しましょう！を表しています。表紙部分は、地域住民1人ひとりに意識してほしい事、折込部分は地域で力を合わせる事、そこには区役所や区社協も一緒に協力すること、裏面には相談先の連絡先を記載しました。</p> <p>ご指摘のあった個所については、今回の計画で追加した重点項目をもとに「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、みんなで考え、話し合いましょう」に変更します。</p> <p>最終的には、西成区地域福祉推進会議で決定します。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
全体を通じて		
5	<p>ある程度大きな規模の施設を持つ社会福祉法人には、市内で最も高い高齢化率である西成区の特徴を理解していただき、高齢者の日常的なボランティア活動や、軽作業等の労働力としての受け入れなどを働きかけてはどうか。</p> <p>区独自の取り組みとして、地域包括支援センターと校区社協・N委員の定期的な連絡調整の場を設定してはどうか。このことにより地域包括支援センターの主たる業務である「地域独自課題の把握」につながり、地域福祉計画の目的である、地域住民による地域課題の解決にむけた道のりが明確になるのではないか。</p>	<p>西成区には、区内の施設相互間の親睦、連絡調整と協働活動を推進し、地域福祉の充実および発展を目的として、西成区社会福祉施設連絡会が設置され、施設職員の分野を越えた交流、人権や防災意識を高めることを目的とした研修を開催しています。また、社会福祉施設の地域における福祉課題に対応した公益的な取り組み等について、協力していただいています。また、区社協の生活支援体制整備事業の取り組みとして、高齢者が活動として「就労」に取り組めるように、区内で受け入れ先となる関係先の発掘、開発をすすめ、受け入れ事例の創出を図っています。「就労」に関する活動をおこなっている複数の関係先と情報共有や意見交換をおこない、ニーズのある方への情報周知をおこなっています。就労に該当しない方についても、有償活動を含む様々な活動への参加促進を図っています。</p> <p>連絡調整の場としては、区役所・4包括（認知症対応型含む）・区社協（生活支援コーディネーター）・医介連携コーディネーター等が定期的に集まり、取組状況や地域課題に関する情報共有を行っています。各地域においても、地域の特性に応じた方法で区社協や包括が協力し、地域の課題把握に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き、地域住民による地域課題の解決に向け、社会資源である社会福祉施設や各種事業所等と区や区社協が協力し、地域福祉計画の推進に取り組めます。</p>
6	<p>次期地域福祉計画について、わかりやすく動画等で表現したらどうか。</p>	<p>検討いたします。</p>
7	<p>概要版の文字が小さいので、大きくならないか。</p>	<p>概要版は区民の方に手にとっていただきやすいサイズを想定しておりますのでサイズの変更は考えておりません。計画策定後、製本時には可能な限り文字を大きくいたします。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
その他		
8	<p>(リヤカー置場について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道端でリヤカーや荷物をよく見る。道端を通って雨の日も荷物を運んで大変そう。外から確認できるリヤカー置き場を作って欲しい。 ・この置場は、道端に4・5日放置されているリヤカーのうち、地域住民から「撤去して欲しい」と通報や苦情のあった物について、住民と職員の判断により、身元確認をして置けるようにして欲しい。なお、身元確認は拒否できるようにして欲しい。 ・また、置場は、屋根と囲いがあり、中が外から見えるようにして、外側には一基一畳くらいのトイレと、手洗いボウル・洗面ボウル2基を置いて欲しい。 <p>(シャワー室について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西成労働福祉センターに、仕事に行った人（特別清掃を含む）だけが利用できるシャワー室を備えて欲しい。 <p>(住民票について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何年か前に住民票が職権削除された話であるが、特に違法なことをしている訳でもない。次の入居場所が見つからないだけ。町の人也非常に心配する。500円～1,000円の利用料をとったらしい。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町中で一週間に数回落書きが見つかる。道端にチラシが何枚も捨ててあり、スーパー玉出横高架下で用を足しているのを見かける。 	<p>「第2期西成区地域福祉計画（素案）」に対するご意見とは、直接関係がないと思われませんが、以下のとおり区の考え方を回答します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リヤカーについては、リサイクル素材等を運搬する用途等に用いられる物を指しておられるかと思われませんが、個人の用に供する物については、基本的にご自身において、置き場を確保いただければ考えます。 ・同様に、シャワー室等についても、就労の機会における利用ということですので、基本的には、ご自身にて、公衆浴場等をご利用いただければと考えます。 ・なお、経済的な理由等によって、当該置き場の確保や公衆浴場等の利用等が困難であるなどの事情がある場合には、「はぎさぽーと」（生活困窮者自立支援相談窓口）や生活保護の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。 ・また、その他、住民票等に関するご意見等については、地域福祉との関係性が希薄ですので、当該事務等を所管する部署等において、お問い合わせなどをいただきますようお願いいたします。